

非自発的失業者にかかる軽減措置について

会社の廃業やリストラなど会社都合で退職され、国民健康保険に加入されている方（65歳未満）のうち、特定受給資格者及び特定理由退職者で「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方を対象に保険税の軽減措置があります。「特例受給資格者証」及び「高年齢受給資格者証」は軽減の対象外です。

ご確認ください！

見本		雇用保険受給資格者証			
1. 支給番号	2. 氏名				
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7.	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限			
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日			
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間			
22. 離職前事業所名					
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)				

理由コード
11, 12, 21, 22, 23,
31, 32, 33, 34 が対象です。

【軽減申請の際に必要なもの】

- 軽減内容** 特定受給資格者及び特定理由離職者に対して、保険税計算時に給与所得を30/100として算定します。その他の所得は、軽減対象となりません。
- 軽減期間** 失業した日の翌日の属する年度から翌年度末まで
- 軽減要件** 特定受給資格者及び特定理由離職者を証明するものがが必要です。必ず「雇用保険受給資格者証」の提示、離職理由が上記要件に該当することが必要です。

【軽減申請の際に必要なもの】

- ① 雇用保険受給資格者証の写し
- ② 印鑑
- ③ 国民健康保険証
- ④ 世帯主及び被保険者のマイナンバー